

新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会について

1 検証の目的

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(内閣府・文科省・厚労省発平成28年3月31日通知)に基づき、特定教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、その事実関係の把握を行い、死亡、又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。(関係者の処罰を目的とするものではない。)

2 対象施設及び事業(施設数)

特定教育・保育施設	保育園 (市立85 : 私立69) 認定こども園 (市立1 : 私立103) 幼稚園 (市立10 : 私立5)
特定地域型保育事業	小規模保育事業(18)、事業所内保育事業(4) 家庭的保育事業(0)、居宅訪問型保育事業(0)
認可外保育施設	(40)
認可外の居宅訪問型保育事業	(8)
延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)など	

3 検証の対象範囲

死亡事故。SIDS(乳幼児突然死症候群)や原因不明とされた事例も事故発生時の状況等について検証を行う。また、死亡事故以外で国への報告対象となる事例の中で、市で検証が必要と判断した事例も検証を行う。

4 国への報告対象となる重大事故

- ・死亡事故。
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等。
(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)

5 委員の構成

医師、弁護士、学識経験者、教育・保育関係者、その他市長が適当と認める者。
委員の任期は2年。(委員は再任されることができる。)

6 委員会の位置付け

新潟市附属機関設置条例に基づくもの。

7 検証委員会の進め方

- ・死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。
- ・検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めると共にヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行ない、その情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査等を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- ・調査結果に基づき課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。
- ・プライバシー保護の観点から、会議は非公開とする。
- ・検証委員会は検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、市に報告する。
- ・市は、原則、検証委員会から提出された報告書を公表し、国へ提出する。
- ・市は検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

【検証の進め方（国の参考例）】

